

春日井市空き家購入等融資利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、空き家の購入、改築又は解体を目的として金融機関から融資を受ける者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物をいう。
- (2) 区分所有長屋 不動産登記又は固定資産課税台帳により住戸ごとの区分所有が明確であり、構造上同一棟となっている建築物（廊下及び階段等を共用しないで2戸以上の住宅が連続し、若しくは重なっているもの又はこれに類するものに限る。）をいう。
- (3) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）のあるものをいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該建築物に関する情報を市が指定する団体に提供することについて所有者が同意している空き家若しくは区分所有長屋又は分譲マンションの空き住戸であること。

(2) 春日井市空き家地域貢献活用事業補助金の交付決定を受けた空き家であること。

2 前項の規定にかかわらず、同項の空き家若しくは区分所有長屋又は分譲マンションの空き住戸が居住の用に供された日から1年を経過しない場合は、次条に規定する改築又は解体を目的とした融資に限り、当該空き家若しくは区分所有長屋又は分譲マンションの空き住戸を補助対象空き家とみなす。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家の購入、改築又は解体（以下「購入等」という。）を目的として金融機関から融資を受ける者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 空き家を購入等する者

イ 区分所有長屋の空き住戸又は1棟を購入等する者

ウ 分譲マンションの空き住戸又は1棟の購入者

エ 賃貸マンション又は長屋1棟を購入等する者

オ 春日井市空き家地域貢献活用事業補助金の交付決定を受けた空き家を改築する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助対象者は、補助対象空き家1戸（共同住宅等にあつては、1棟）に係る購入、改築及び解体のそれぞれにつき、1人とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が第3項に規定する交付期間内の各年の1月1日から12月31日までに金融機関に返済した利子額とし、1年につき50,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り

捨てるものとする。

- 3 補助金の交付期間は、最初に次条の交付申請をした日の属する年の前年の1月1日から5年間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、返済した日の属する年の補助金について、翌年の3月15日とし、交付期間内は毎年申請しなければならない。

- 2 補助対象者は、初回の交付申請については、金融機関から融資を受ける契約を締結した日から3年以内に行わなければならない。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、春日井市空き家購入等融資利子補給補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の購入等を目的として金融機関から融資を受ける者である旨を証する書類の写し
- (2) 金融機関が作成し、その記名がある支払利息証明書(第2号様式)又は返済年間利子額が分かる書類
- (3) 住民票の写し(居住の用に供された日から1年を経過しない期間に融資を受ける場合に限る。)

- 2 前項の場合において、市長が適当と認める場合には、書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づき交付するものとする。

- 2 前項の請求は、春日井市空き家購入等融資利子補給補助金請求書(第3号様式)によるものとする。

(報告の徴収及び調査)

第9条 市長は、補助金の額を確認するため、第6条に規定する補助金の交付申

請を行った者の返済状況等について金融機関に照会することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、又は融資に関する帳簿書類等を調査することができる。

(実績報告)

第10条 規則第9条の実績報告は、第7条の申請をもってこれに代える。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市空き家購入等融資利子補給補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市空き家購入等融資利子補給補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

電話番号

空き家購入等融資利子補給補助金交付申請書

空き家購入等融資利子補給補助金の交付を受けたいので、春日井市空き家購入等融資利子補給補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

- 1 申請額 金 円
- 2 補助対象空き家の所在地 春日井市

3 添付書類

- (1) 補助対象空き家の購入等を目的として金融機関から融資を受ける者である旨を証する書類の写し
- (2) 金融機関が作成し、その記名がある支払利息証明書（第2号様式）又は返済年間利子額が分かる書類
- (3) 住民票の写し（居住の用に供された日から1年を経過しない期間に融資を受ける場合に限る。）

第2号様式（第7条関係）

住所

氏名 様

支払利息証明書

対象ローン 年 月 日付金銭消費貸借契約証書に基づくローン

証明期間 年 月 ～ 年 月

(単位：円)

返済年月	元金	利息	合計
年 1月			
年 2月			
年 3月			
年 4月			
年 5月			
年 6月			
年 7月			
年 8月			
年 9月			
年 10月			
年 11月			
年 12月			

上記に相違ないことを証明します。

年 月 日 金融機関名

(金融機関から証明を受けてください)

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家購入等融資利子補給補助金請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった春日井市空き家
購入等融資利子補給補助金について、春日井市空き家購入等融資利子補給補助金交付要
綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額 金 円

支払方法	
口座振替	窓口払
	現金・小切手

金融機関	銀行 信用金庫 農 協	預金種別	普通 当座	口座番号	
	支店			ふりがな 口座名義人	